

第5章

児童館・学童クラブ
あそびバなど

児童館・学童クラブ・あそびバ

子ども生活部 児童青少年課

☎042-481-7534

児童館はどんな所？

各児童館では、自由あそびのほか、定例サークル事業や季節の行事など、様々な事業を実施し、特色ある児童館づくりに努めています。

プレイルーム（遊戯室）や図書室、集会室、工作室の利用

午前……乳幼児を持つお母さん方のふれあいの場として、施設開放や幼児サークル、自主サークルなど、活動の拠点として活用されています。

午後……主に小・中学生の子どもたちの遊び場として、工作の会やゲーム・スポーツの会、各種サークル活動などを実施しています。また、夕方からは中高生対象の施設開放を行っています。

子育て相談

11箇所の児童館で子育てひろばを実施し、子育て相談等を行っています。

※ 詳しくは、P60～66をご覧ください。

児童館事業

※ 市のホームページにおいて、各児童館の毎月の事業予定を紹介しています

定例サークル事業

ダンス、一輪車、サッカーなどのスポーツサークルや将棋、音楽、和太鼓などの文化サークルを開催しています。

専門講師や地域の支援スタッフ等による集団指導を通じて、協調性や技術の向上を図っています。

季節の行事

季節感が失われつつある日常生活の中で、四季の移り変わりをとらえ、七夕、クリスマス、ひなまつりなど、児童の豊かな情操をはぐくむ事業を実施しています。

全館事業

全児童館が共同で実施するキャンプ、交流大会、文化事業などを通じて交流の促進を図っています。



児童館まつり

地域の団体や協力者が実行委員会を組織し、メンバーズ（児童館や地域のリーダーとなる小学校3年生以上の児童）が企画運営に参画し各児童館でお祭りを実施しています。



単独事業

地域との交流を深めるための事業や、児童館遠足などの事業を実施しています。

学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

学童クラブとは、児童福祉法に基づき、就労等の理由により、保護者の昼間家庭にいない小学生を対象に、家庭に代わる放課後の適切な「遊びや生活の場」を提供する事業です。

また、集団生活を通して、お子様の成長や基本的な生活習慣の確立を支援し、健全な育成を図ることを目的としています。

対 象 者

両親が就労、疾病等の理由で児童が放課後帰宅しても保護者が家庭にいない、小学校1年生から6年生までの児童。

募集予定日

4月からの入会をご希望の場合、毎年10～11月頃に募集をします。

（市報や市ホームページでもお知らせします。）

年度途中から入会を希望する場合は、入会希望月の前月の15日までに（閉庁日の場合は前日の開庁日まで）、保護者が申請書類を児童青少年課窓口を持参してください。毎月入会審査を行い、入会が決定した場合には、原則として、入会希望月の初日からの入会となります。

募 集 方 法

児童青少年課窓口（市役所3階）で申請書の配布および申請受付を行っています。

育 成 料

月額 5,000円（減免の制度があります。）

※ おやつの実費負担として、育成料とは別に月額1,500円をお預かりします。

育 成 時 間

ア 学校の授業がある日

放課後から午後6時まで

イ 学校休業日（土曜日、三季休業中（春・夏・冬休み）など）

午前8時30分から午後6時まで

※ 午後5時以降の育成を希望される方は、お迎えが必要となります。

育成時間延長

ア 学校の休業日の午前8時から午前8時30分まで（無料）

※ 公設民営学童クラブのみ（学童クラブの一覧はP93をご覧ください）

イ 午後6時から午後7時まで（延長使用料 30分ごとに200円）

朝の見守り

公設公営学童クラブでは、学校休業日の午前8時から午前8時30分まで学童クラブ職員ではなく、シルバー人材センターのスタッフが児童の見守りを行います。あらかじめ利用届をご提出いただき、保護者の出勤時間等により必要が認められた場合のみに利用可能となります。

詳しくは児童青少年課までお問い合わせください。

（児童青少年課 ☎042-481-7534）

形態	No.	施設名	所在地	電話
公設 公営	1	つつじヶ丘児童館・学童クラブ	西つつじヶ丘 3-19-1	042-482-6201
	2	東部児童館・学童クラブ	若葉町 1-29-21	03-3307-6146
	3	多摩川児童館・学童クラブ	多摩川 5-1-2	042-481-7680
	4	富士見児童館・学童クラブ	富士見町 1-8-1	042-481-7677
	5	佐須児童館・学童クラブ	佐須町 4-42-2	042-481-0348
	6	西部児童館・学童クラブ	上石原 3-21-6	042-484-0313
	7	調布ヶ丘児童館・学童クラブ	調布ヶ丘 2-36-1	042-485-3101
	8	染地児童館・学童クラブ	染地 2-41-12	042-485-3102
公設 民営	9	国領児童館・学童クラブ	国領町 3-8-15 4号棟	042-485-8423
	10	深大寺児童館・学童クラブ	深大寺東町 5-14-1	042-488-7159
	11	緑ヶ丘児童館・学童クラブ	緑ヶ丘 2-20-16	03-3309-0521
	12	第一小学校学童クラブ	小島町 1-8-1	042-487-3155
	13	第二小学校学童クラブ	国領町 4-19-45	042-481-5451
	14	第三小学校学童クラブ	上石原2-19-13	042-481-9914
	15	深大寺小学校学童クラブ	深大寺元町 5-16-14	042-490-8133
	16	染地小学校学童クラブ	染地 3-1-81	042-444-1936
	17	北ノ台小学校学童クラブ	深大寺北町 2-41-1	042-442-8870
	18	多摩川小学校学童クラブ	多摩川 3-21-1	042-481-7025
	19	国領小学校学童クラブ	国領町 8-1-86	042-481-1531
	20	布田小学校第1学童クラブ	染地 1-1-100	042-481-7400
	21	布田小学校第2学童クラブ	染地 1-1-85	未定
	22 23	調和小学校第1・第2学童クラブ	西つつじヶ丘 4-22-6	070-4312-3997(第1) 042-487-8831(第2)
	24 25	なないろ第1・第2学童クラブ	多摩川 1-15-2	042-442-4733
	26	ふじみだい学童クラブ	小島町 3-32-10	042-442-8825
	27 28	おおまち第1・第2学童クラブ	菊野台 3-27-38	042-443-0773
	29	わいわい学童クラブ	国領町 7-11-2	042-442-6081
	30	わかば学童クラブ	若葉町 3-1-25	03-5314-3931
	31 32	うえのはら第1・第2学童クラブ	柴崎 2-8-8	042-490-3860(第1) 042-481-7221(第2)
	33	かしわの学童クラブ	佐須町 2-19-11	042-480-0661
	34 35	はなばたけ第1・第2学童クラブ	深大寺北町 5-9-1	042-452-8582(第1) 042-452-8191(第2)
	36 37	しばさき公園北第1・第2学童クラブ	柴崎 2-33-1	042-444-1251(第1) 042-444-1295(第2)
	38 39	かみふだ第1・第2学童クラブ	調布ヶ丘 1-6-1	042-444-1327(第1) 042-444-1329(第2)
	40 41	かみいしわら第1・第2学童クラブ	上石原 2-16-10	042-481-9960(第1) 042-481-9963(第2)
	42	あおば学童クラブ	若葉町 3-15-33	03-5314-5100
	43	ゆずのき学童クラブ	富士見町 4-4-2	042-444-6644
	44	はづき学童クラブ	調布ヶ丘 2-37-6	042-481-7170
	45	あおぞら学童クラブ	国領町4-9-4 九曜国 領駅前ビル7F	042-444-4611

あそびバ（放課後子供教室事業）

子ども生活部 児童青少年課 ☎042-481-7534

あそびバ（放課後子供教室事業）では、放課後の学校または近隣の施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供しています。開設時間中は、子どもたちが安全に仲良く遊べるよう、あそびバの職員が見守りを行います。

自由あそびをはじめ、様々なイベントプログラムを通して、子どもたちが学年を超えた交流をすることにより、社会性や創造性を養うことを目的とし、地域住民等の協力のもと、子どもたちが健全に遊べるための環境を提供しています。

※令和5年度から公募により事業名称を「ユーフォー」から「あそびバ」に変更しました。

あそびバの利用登録について

対象児童	あそびバを実施する小学校に在籍する児童 ※ 学童クラブに在籍の児童も登録できます。 ※ 市内在住で、私立、国立小学校に通学している児童は居住する学区域のあそびバを利用できます。
登録方法	「登録届」に必要事項を記入のうえ、あそびバに直接ご持参いただき、職員へお渡しください。
料 金	無料です。
保 険	市が負担する「市民災害賠償責任保険」で対応します。
登録期間	登録日から小学校卒業年度の末日（3月31日）まで（市外転出の際は、転出日の前日まで）
実施日時	学校の授業がある日：放課後～午後5時 ※一部施設のみ平日午後6時まで 学校の授業がない日：午前8時～午後5時※一部施設のみ平日午後6時まで お休み：日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3） ※ 1年生児童は、利用を開始したい日の前日までに登録が必要です。 ※ 自然災害や学校行事などがあるときは、お休みすることがあります。

（児童青少年課 放課後児童係 ☎042-481-7534）

実施している場所

すべての市立小学校（全20校）で実施しています。

※ プレイルーム（あそびバ専用の部屋）のほかや校庭、体育館等を使用していますが、学校や地域の行事などによって制限されることがあります。

※ 「第一小学校、第二小学校、第三小学校、深大寺小学校、若葉小学校、染地小学校、北ノ台小学校、多摩川小学校、国領小学校、布田小学校、調和小学校」は、学童クラブと同じ敷地内で同じ事業者が連携を図りながら運営しています。

その他

青少年ステーション (CAPS)

青少年ステーションは中・高校生世代のための居場所施設です。

CAPS(キャプス)とは、「CHOFU ACTIVE PERSON'S STATION」の頭文字です。調布市の行動的な人(青少年を表わす)の発信基地(STATION)との願いが込められています。

対象者 市内の中学・高校に在学又は市内に在住・在勤の方(18歳を迎えた方は年度末(3月31日)まで利用可)

開館時間 午前10時から午後8時まで

休館日 第2・4月曜日(祝祭日の場合はその翌日)、
年末年始(12月29日から1月3日)

利用料 無料(来館時に登録が必要です。)

(青少年ステーション ☎042-442-5535)



館内紹介

ロビー

モニターを見ながら、楽しくおしゃべり。PCも貸し出しています。
ステージは、イベントの時などの舞台にもなります。

スポーツエリア

思いっきり体を動かしたい人にお勧め!
バスケットボール、フットサル、バドミントンなどのスポーツが楽しめます。

観戦エリア

汗をかいたら、ちょっと一休み、スポーツエリアを眺めながら一息つける空間で、更衣室もあります。

ダンススタジオ

大きな鏡のあるダンススタジオ。きれいな床で、大音量の中のびのびとダンスをしてください!

音楽スタジオ1, 2

防音設備のある音楽スタジオが2部屋あります。
無料で借りられる楽器がたくさんあります!

CAPSキャラクターのグッティです。気軽に遊びに来てね!



相談室

相談なんて聞くと、ちょっとかたくなるしいけど、話したいなあと思ったらいつでも声をかけてください。

クラフトルーム

アクセサリやサンドブラストなど自分のものが創れる!みんなの創造の場所です。
創造力を思う存分発揮してください!

会議室

CAPSはみんなで創りあげる施設です。イベント企画などの会議の場にもなっています。

調布市青少年交流館

青少年交流館は、青少年が交流を通し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図る場を提供しています。集会室・多目的室の利用のほか、パソコン4台、卓球台1台があり、子どもから大人まで利用できます。また、月1回程度、イベントも開催しています。

開館日 年中無休（年末年始を除く）

※ 施設点検等により臨時に休館する場合があります。

開館時間 午前10時から午後9時まで

小学生 午後5時まで（11月～2月は午後4時30分まで）

中・高生 午後6時まで

所在地 調布市飛田給1-52-1

交通 飛田給駅北口から徒歩5分

（青少年交流館 042-481-1115）

調布市のリーダー養成

地域活動で活躍できる人材を養成するジュニアリーダー講習会（中学生対象）、シニアリーダー講習会（高校生対象）、更に、地域活動や子どもたちとの交流活動で役立つレクリエーション講習会（高校生以上）を行っています。

ジュニア、シニアリーダー講習会では、月1回程度、ゲームやスポーツなどを楽しみながら、仲間と交流することの大切さを学ぶとともにリーダーシップを身につけていきます。また、レクリエーション講習会では、室内レクリエーションなどの講習会を通して、地域活動で役立つレクリエーションの知識や技術を身につけます。



年度の途中からでも参加OKです！！

（社会教育課 042-481-7487）

調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」

ご本人が生きづらさを感じている、家庭の事情で進学等に不安があるなど、子ども・若者に対して居場所や学習支援の提供を行うとともに、ご本人やそのご家族との相談を行います。愛称の「ここあ」は、「ここからあしたへ歩(ある)いていく」から名付けました。

問い合わせ／調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」

〒182-0026 調布市小島町2-47-1 総合福祉センター5階

TEL 042-452-8816 FAX 042-452-8817

E-mail cocoa@ccsw.or.jp ※ 事前の申し込みや面談などが必要です。
まずは、お問い合わせください。



学 習 支 援

— 高校進学に向けた学習を支援します！ —

「なかなか勉強がすすまない」 「勉強の仕方が分からない」

「学校の勉強についていけない」 「学習塾に通えない」 「進路の相談がしたい」

50分を1時限とし、2時限行います。学習コーディネーターの助言のもと大学生ボランティアによるマンツーマンでの学習です。勉強だけでなく、少し年上の大学生ボランティアと、気軽に話もできる場です。

対 象：児童扶養手当や就学援助等を受給している家庭の中学生

利用日時：月・水・金曜日 18時～20時 ※ 利用の曜日や時間は相談によります。

居 場 所

マンガを読んだり、ゲームをしたり、家以外の場所でゆったり過ごす場として使えます。ここあスタッフやボランティア、他者との交流をもつこともできます。

また調理実習・手芸・スポーツなどの活動も実施しており自由に参加ができます。

対 象：概ね15歳以上の子ども・若者

開所日：月・火・水・金 10時～18時

※ 利用の曜日や時間は相談によります。

相 談

学校・仕事・家庭生活などに関する困りごとの相談に応じます。面談や訪問等により、今後の手立てを一緒に考え、必要に応じて他機関の紹介も行います。

対 象：概ね中学生以上の子ども・若者、及びその家族



就学援助制度（小学生～中学生）

お子様が学校でひとしく勉強できるように、経済的にお困りの保護者に対して、教育費の一部（給食費、学用品費、校外活動費等）を援助しています。

対象者：市内に居住し、公立小・中学校・義務教育学校又は中等教育学校（前期課程）に在籍する児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方。（申請内容を審査して、援助対象者を決定します。）

- 1 生活保護を受けている保護者
- 2 次のいずれかの場合に当てはまる保護者
 - (1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた。
 - (2) 世帯全員が、市民税非課税である。
 - (3) 市民税・固定資産税・個人事業税のうちいずれかが減免された。
（減免は非課税とは異なるので、ご注意ください）
 - (4) 世帯全員が国民年金の保険料を免除された。
 - (5) 国民健康保険税（国民健康保険料）が減免又は徴収猶予された。
 - (6) 児童扶養手当の支給を受けている。
 - (7) 生活福祉資金の貸し付けを受けた。
（特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）は対象外です。）
 - (8) 職業安定所登録日雇労働者である。
（雇用保険受給者とは異なります。）
- 3 上記1又は2以外の保護者で、世帯全員分の前年中の所得の合計により該当する場合
- 4 令和5年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が激減し、家計が急変したことにより経済的にお困りの方で、減少後の所得が年間換算で基準額未満の方

詳細は、学務課へお問い合わせください。なお、認定基準に該当するかどうかは電話や窓口で事前に回答することはできません。

問い合わせ 教育部学務課 042-481-7473・7474

その他の奨学資金等（給付・貸付）

給付 就学支援金（公立）

都内にある公立高校等に在学する生徒を対象（収入要件有）に授業料として、就学支援金が充当されます。

問い合わせ 東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課

03-5320-7862

給付 就学支援金（私立）

都内にある私立高校等に在学する生徒を対象（収入要件有）に助成が受けられます。※都外の私立高校は所在地の道府県から支援金を受けられます。

問い合わせ 東京都私学就学支援金センター

03-5206-7814

給付 授業料軽減助成金（私立）

私立高校等に在学する都内在住の生徒の都内在住の保護者を対象（収入要件有）に、助成が受けられます。

問い合わせ 東京都私学就学支援金センター

03-5206-7925

給付 奨学給付金（公立・私立）

高校等の授業料以外の教育に必要な経費の一部を給付する制度です。

問い合わせ (国公立校)東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課

03-5320-7862

(私立校)東京都私学就学支援金センター

03-5206-7925

貸付 東京都育英資金 奨学金（無利子）貸付

高等学校等に通っている方への修学上に必要な学資金の一部をお貸しする制度です。（中3時に予約申込みも有）

問い合わせ 在学する学校 又は 公益財団法人 東京都私学財団 03-5206-7929

貸付 受験生チャレンジ支援貸付

中学3年生、高校3年生等を対象に、学習塾等受講料や高校・大学等の受験料の貸付を行っています。

問い合わせ 調布布市社会福祉協議会

042-481-7693

貸付 あしなが奨学金（無利子）

保護者等が病気や災害（道路における交通事故を除く）もしくは自死などでお亡くなりになられた、または保護者が著しい後遺障害となった家庭の子どもを対象に高校修学を支援します。

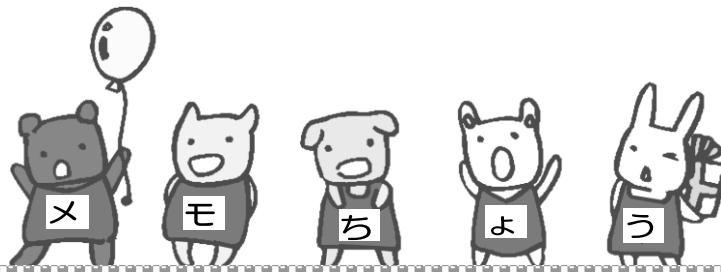
問い合わせ あしなが育英会 0120-77-8565, 03-3221-0888

貸付 交通遺児育英会奨学金（無利子）

保護者等が道路における交通事故でお亡くなりになられた、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の子どもを対象に高校修学を支援します。

問い合わせ 交通遺児育英会 0120-52-1286, 03-3556-0773

対象条件等がございますので、詳しくは各機関まで直接お問い合わせください。



A large, rounded rectangular area with a decorative border, containing multiple horizontal dashed lines for writing practice.